

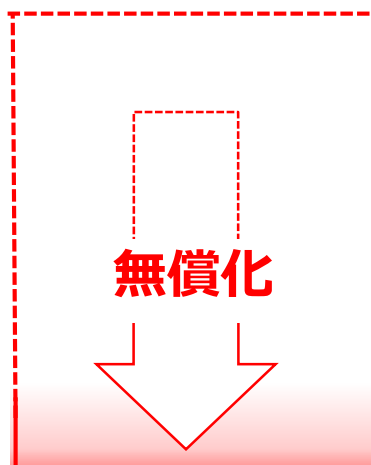
令和元年10月からの給食代について

- 令和元年10月から、3～5歳（年度当初の年齢）のお子様については**保育料が無償化**されるため、保育料を市役所にお支払いいただく必要がなくなります。
- **保育園、認定こども園の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することになりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

～これまで～



～無償化後（令和元年10月以降）～



保育料（副食費を除く）
が無償化されます。

給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

保護者負担

副食費 ※給食費

主食費 ※給食費

- 現在、3～5歳児（年度当初の年齢）の給食費のうち、
 - ・主食（お米など）費については保護者会へ、
 - ・副食（おかず・おやつ）費については保育料の一部として市役所へお支払いしていただいております。
- 今般、保育料は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただきます。今後は、主食費は引き続き保護者会へ、副食費は市役所へお支払いしていただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。
- 世帯の市町村民税所得割額によっては、副食費が免除となります。

